平成２１年（フ）第１３１号
兵庫県姫路市白浜町甲2054―３灘ハイツ304号室、開始決定時の住所兵庫県姫路市西中島12番地４ロワイヤル花の北601号
破産者　山本　　享
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１８８号
鹿児島県日置市伊集院町下谷口2462番地11
破産者　中村　　建
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２６８号
北海道旭川市東光７条４丁目３番17号
破産者　村中　政孝
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９号
宮城県気仙沼市松崎高谷208番地３
破産者　熊谷　義充
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第７２号
茨城県常陸太田市天神林町960番地53
破産者　石川　　肇
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１５７号
茨城県つくばみらい市山王新田1482番地77
破産者　藤岡　久志
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第８４号
東京都三鷹市中原１丁目８番９号　マルセイハイツ205、開始決定時の住所群馬県利根郡みなかみ町湯原728番地
破産者　須藤美惠子（旧姓渡部）
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３７１号
埼玉県入間市大字下藤沢1071番地31
破産者　大黒　　彬
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３７３号
埼玉県入間市大字下藤沢1071番地31
破産者　大黒　加代
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第３２１７号
横浜市神奈川区菅田町1047番地８
破産者　平井富喜子
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１６号
神奈川県伊勢原市板戸669番地の１　アメニティ板戸６―105号、破産手続開始時の住所神奈川県相模原市陽光台７丁目２番11号　サングリーンハウス３―Ａ
破産者　新倉　徳雄
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２６３号
神奈川県座間市相模が丘１丁目39番21号　コーポ若林101号
破産者　三山　　博
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３４号
長野県小諸市古城２―２―28マンション晩成軒301号、住民票上の住所長野県小諸市大字大久保2151番地４
破産者　田中すみれ
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第４９号
長野県小諸市大字大久保2151番地４
破産者　田中　秀憲
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第４４７号
静岡県静岡市葵区与左衛門新田33番地の７
破産者　市川　毅彦
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４０号
静岡県沼津市下香貫島郷2535ー１、住民票上の住所静岡県御殿場市新橋1181番地
破産者　髙橋　博行
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第３１４８号
名古屋市名東区勢子坊４丁目101番地　大栄ビル207号
破産者　内浦　仁士
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２００４号
京都市西京区桂芝ノ下町19番地23、破産手続開始決定時の住所京都市西京区大枝北沓掛町２丁目12番地の３　サンシティ桂坂参番館502号
破産者　中倉　勇二
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係